

淡路広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程

平成23年3月31日

管理規程第3号

改正 令和元年12月12日 管理規程第9号 | 令和6年3月1日 管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に基づき、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公共工事発注予定情報の公表並びに競争入札の結果及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共工事発注予定情報の公表対象は、予定価格が250万円以上の発注が見込まれる公共工事とする。
- (2) 競争入札の結果及び契約に関する情報の公表対象は、予定価格が250万円以上で入札執行する公共工事、測量・建設コンサルタント業務及び物品の買入れ等とする。

(公表の内容)

第3条 前条第1号の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 発注の時期（随意契約の場合にあっては、契約を締結する時期）
- (4) 工事の主管課（サービスセンターを含む。）

2 前条第2号の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の契約の支障になるおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 競争入札の結果に関する情報
 - ア 工事等の番号及び名称
 - イ 入札の場所

- ウ 入札年月日
- エ 予定価格（消費税及び地方消費税を含んだ額とする。）
- オ 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含んだ額とする。）
- カ 入札者の商号又は名称及び入札金額
- キ 落札者の商号又は名称及び落札金額

(2) 契約に関する情報

- ア 工事等の番号及び名称
- イ 履行場所
- ウ 契約の相手方の商号又は名称
- エ 契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額とする。）

（発注の見直しに関する事項の公表）

第4条 主管課長及びセンター長は、毎年度末までに、翌年度に発注することが見込まれる公共工事発注予定情報の公表する事項（以下「発注予定表」という。）について、総務課長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の規定による発注予定表の提出があったときは、これを整理し、毎年度4月1日を目途として、当該年度の発注予定表を3月31日まで公表しなければならない。

（発注の見直しに関する事項の見直し）

第5条 前条の規定に基づき公表した発注予定表については、毎年度10月1日を目途として、同条の規定により公表した発注予定表を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

2 前項の規定による見直し後の発注予定表の公表手続は、前条の規定を準用する。

（競争入札の結果及び契約に関する事項の公表）

第6条 企業長は、第2条第2号に規定する公共工事、測量・建設コンサルタント業務及び物品の買入れ等の入札及び契約を行ったときは、契約締結日以後、速やかに、第3条第2項に掲げる事項を公表しなければならない。

（競争入札が不調又は不落となった場合の取扱い）

第7条 企業長は、前条に規定する入札を執行し、当該入札に関し入札者若しくは落札者がなかった場合において、当該入札を再度入札に付したときあつては当該入札の目的となる契約を締結した際に行う同条の規定による公表に併せて、当該入札を再度入札に付さないことを決定したときあつては速やかに、当該入札に関する

第3条第2項第1号（キを除く。）に掲げる事項の公表を行うものとする。

（入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした場合の取扱い）

第8条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取止め又は中止した場合（落札（候補）者決定後に落札（候補）者決定を取り消した場合を含む。）は、第3条第2項第1号に掲げる事項の公表は行わない。但し、入札の取止め等の理由は公表するものとする。

（公表の期間）

第9条 前3条の規定による公表は、契約ごとに整理したうえ、当該入札執行日の属する年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

（公表の方法）

第10条 公表の方法は、企業団のホームページに掲載することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に法の規定に基づき公表されている事項に関する手続は、この規程に基づきされた手続とみなす。

附 則（令和元年12月12日管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の淡路広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程は、令和元年9月25日から適用する。

附 則（令和6年3月1日管理規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から適用する。